



## 放射性物質検査・食物アレルギー物質検査の結果について

当センターが新規に取り扱う一般物資は、学校給食用一般物資納入業者に提出を求めている「兵庫県学校給食用食品内容明細書」の点検・試食の後、放射性物質検査や食物アレルギー物質検査を実施（外部検査機関へ委託）し、結果を確認した後、取扱いを決定しています。

今号では、令和5年4月から供給します新規取扱商品に関する検査結果をご紹介します。

### 1 放射性物質検査

令和5年度新規取扱 12 商品のうち、当センターの基準に則した該当 3 商品について放射性物質検査を実施しました。今回の検体は、厚生労働省が分類した食品群の「一般食品」に属し、その基準値は 100Bq/kg です。結果は以下のとおり、すべて「基準値以下」でした。

＜検査結果＞

商品名	検査対象原材料	原材料の産地	セシウム-134	セシウム-137
タンドリーチキン風フライ	ささみ	岩手県、宮城県、山形県他	<1.0 Bq/kg	<1.0 Bq/kg
国産乾燥きくらげ(スライス)	あらげきくらげ (菌床)	三重県、長野県	<1.0 Bq/kg	<1.0 Bq/kg
全学栄 救給ゴロゴロ野菜の煮物	にんじん	北海道、千葉県、茨城県他	<1.0 Bq/kg	<1.0 Bq/kg
	こんにゃく	群馬県他		

注1 使用機器：ゲルマニウム半導体検出器

2 検査対象の地域は、原子力災害対策本部から計画的な検査要請がある自治体 17 都県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、宮城県、岩手県、青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都、山梨県、静岡県）

3 原材料の産地はメーカーから提出された資料に基づく

### 2 食物アレルギー物質検査



【食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）別表第 14】により表示義務があり、従前から発症数が多く、重篤なアレルギー症状を引き起こす可能性がある「特定原材料」7 品目（卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに）を対象に、アレルギー表示の記載がない品目について、その品目（アレルギー物質）の混入の有無を、イムノクロマト法（簡易定性検査）により確認しています。

令和5年度新規取扱 12 商品 52 品目の検査を実施したところ、すべて陰性（－）でした。

＜検査結果＞

●：原材料に使用、▲：同一製造ライン上で別製品に使用

商品名	卵	乳	小麦	そば	落花生	えび・かに
スープギョウザ	▲	▲	●	－	－	▲
スティックバーグケバブ FeCa	▲	▲	●	－	－	－
タンドリーチキン風フライ	▲	●	●	－	－	－
県産バジルのチキンフライ FeCa	▲	▲	●	－	－	－
国産乾燥きくらげ(スライス)	－	－	－	－	－	－
タイ産いんげん	－	－	－	－	－	－
US産ミックスベジタブル	－	－	－	－	－	－
クロワッサン	●	●	●	－	－	－
テーブルロール	●	●	●	－	－	－
全学栄 救給ゴロゴロ野菜の煮物	－	－	－	－	－	－
トマトケチャップ(特級)	－	－	▲	－	－	－
トマトピューレ JAS 食塩無添加	－	－	－	－	－	－

【感度：5 (μg/g=ppm)】

3月9日、【食品表示基準の一部を改正する内閣府令(令和5年内閣府令第15号)】が公布され、食品表示基準別表第14に「くるみ」が追加されました。特定原材料は「くるみ」を含む8品目となり、令和7年4月以降はその表示が義務づけられます。(経過措置期間は令和7年3月31日までです。)

